

日本学生支援機構奨学金 手続きマニュアル③-1

「採用手続きマニュアル」

★ このマニュアルは、保護者にも必ず読んでもらってください。

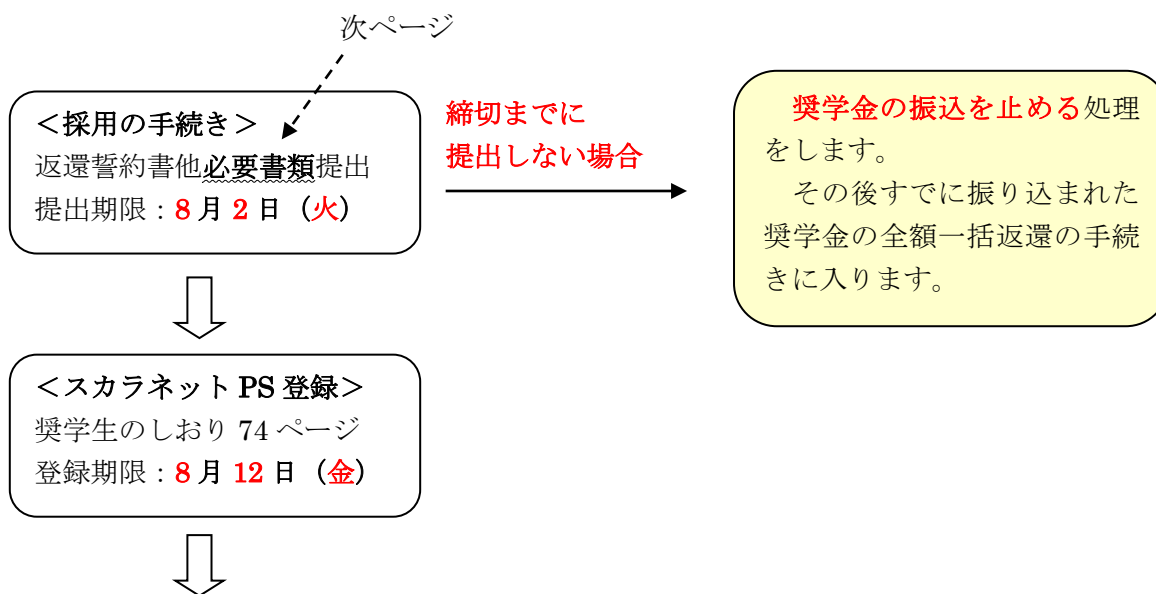
新規採用者 【採用者説明会用】 (7月)

目 次

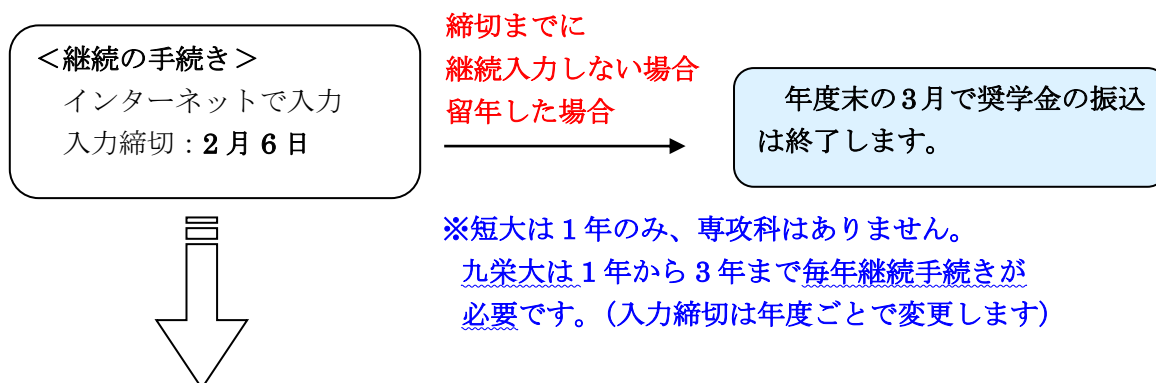
1. 採用から返還までの流れ	1
2. 提出書類について	2
3. 提出期限について	3
4. 提出場所について	3
5. 「返還誓約書」作成について	4
6. 「返還誓約書」に訂正がある場合の訂正（変更）方法について	7
7. 「返還誓約書記載事項訂正届」記入についての注意事項	9
8. 「保証依頼書」の記入について（機関保証）	10
9. 奨学金振込日について	11
10. 貸与月額の変更について	11

1. 採用から返還までの流れ

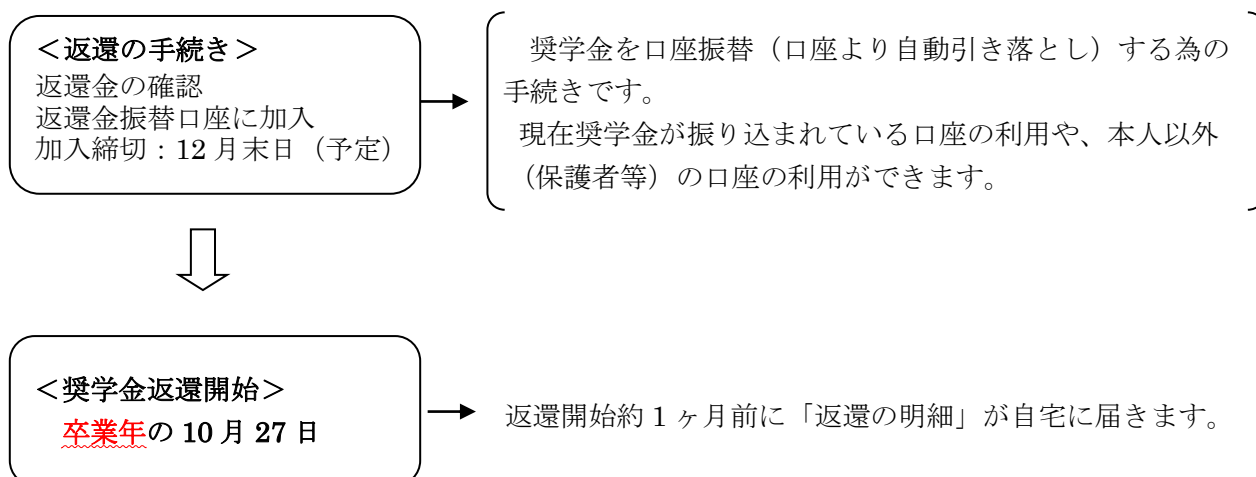
(1) 【採用説明会】 5月



(2) 【継続説明会】 12月又は1月の予定



(3) 【返還説明会】 卒業する年の11月の予定



2. 提出書類について

人的保証

【注意】

返還誓約書が 2 部ある場合、すべての書類が 2 部必要です

(1) 基本要件を満たしている保証人を選択した場合

- ① **返還誓約書【提出用】** (2 枚目の複写は本人控、返還終了まで保管)
- ② **学生本人の住民票の写し<住民票抄本>** (コピー不可)

※個人番号 (マイナンバー) の記載のないもの

※ 住民票、住民票記載事項証明書、世帯全員の住民票、奨学生本人のみの住民票のうち、どれでも構いません。(本籍や続柄は必要ありません)

- ③ **連帯保証人の印鑑登録証明書** (コピー不可)
- ④ **保証人の印鑑登録証明書** (コピー不可)

※ 返還誓約書には、連帯保証人の「収入に関する証明書」が添付書類として書いてありますが、学生指導課に提出した書類を使用しますので、改めて提出の必要はありません。
(高校からの予約者は返還誓約書提出時、新規申込者は申込時に提出しています。)

(2) 基本要件を満たしていない保証人を選択した場合

(65 歳以上の祖父母、4 親等以内でない親族、離婚した父、知人等を選択した)

上記 (1) の①～④の書類とあわせて下記の書類が必要です。

- ① **返還保証書**

※「返還保証書」を書き損じて必要になった場合は、奨学生のしおり 16 ページをコピーしてください。

- ② **保証人の収入に関する証明書** (コピー可) **A4 サイズ**で提出してください

※ 基本要件を満たしていない保証人を選定した (返還誓約書の右下添付書類欄に「5 保証人の返還保証書及び証明書類」と書かれている) 場合は、必要です。(奨学生のしおり 10 ページ参照) 3 ページの【収入に関する証明書一覧表】の内容に応じて証明書を提出してください。

機関保証

- ① **返還誓約書【提出用】**
- ② **学生本人の住民票の写し<住民票抄本>** (コピー不可)

※個人番号 (マイナンバー) の記載のないもの

※ 住民票、住民票記載事項証明書、世帯全員の住民票、奨学生本人のみの住民票のうち、どれでも構いません。(本籍や続柄は必要ありません)

- ③ **保証依頼書** (兼保証委託契約書)

※ ①と③は複写式になっています。本人控は返還終了まで保管しておいてください。

該当者のみ

- ① **返還誓約書記載事項訂正届**

訂正や変更 (P.7～P.9 に該当) がある場合提出してください。

【収入に関する証明書一覧表】

収入の状態・状況	証明書等	発行所
(1) 給与所得 (給料・賃金・役員報酬等)	「源泉徴収票」のコピーもしくは 「所得証明書」 ※源泉徴収票は紛失の恐れがありますので、A4サイズのコピーで提出してください(拡大は不要です)	源泉徴収票； →勤務先 所得証明書；
(2) 給与所得以外 (自営業等)	「確定申告書(控)」のコピー(税務署の受付印があるもの)もしくは「所得証明書」 <確定申告(控)の際の注意点> 電子申告を自宅で行った場合は、受付番号の表示がある「申告内容確認票」に結果(受信通知:「メール詳細」画面)又は「即時通知を」添付して提出ください。 電子申告を税務署で行った場合は、税務署に設置されたプリンタにより出力した、受付番号の表示がある「申告内容確認票」(「本人用」と印字有り)を提出してください。	→在住市区町村 平成27年分の証明書は、市区町村役場によりますが、概ね平成28年6月上旬以降の発行となります。 確定申告書(控)； →税務署
(3) 確定申告書(控)の提出ができない場合	納税証明書(その2) ※納税証明書(その1)は納税額のみ記載のため不可	税務署
(4) 年金 (恩給・老齢年金・遺族年金等)	「年金振込通知書」もしくは 「年金額改定通知書」	日本年金機構等
(5) 前年途中・当年に就職した場合	年収見込証明書	勤務先
(6) 生活保護受給者	保護決定(変更)通知 ※生活保護適用証明書(金額の記載のないもの)は不可です。必ず保護受給額が記載された証明書を提出してください。	福祉事務所
(7) 上記の書類が提出できない場合	「課税証明書」もしくは 「非課税証明書」	在住市区町村

<証明書の有効期限について>

※ 証明書の有効期限(学校提出日より遡って3か月以内)が切れていても、4月以降、進学届入力等の為にすでに取得している証明書は、提出書類として使用して構いません。

証明書…住民票の写し、連帯保証人・保証人の印鑑証明書、収入に関する証明書

3. 提出期限について 8月2日(火) 17:30 厳守

4. 提出場所について

北区キャンパス1号館1階 学生部 学生指導課

5. 「返還誓約書」作成について

* 黒または青のボールペンで記入してください。消えるボールペンは使用しないでください。

奨学生のしおりの記入例も

参考にしてください。

【第一種人的保証】→P.18,19

【第二種人的保証】→P.20,21

【第一種機関保証】→P.22,23

【第二種機関保証】→P.24,25

【第一種人的保証】

返還誓約書 (一部抜粋)

返還誓約書の
誓約日

平成 26年 5月 1日 ★

借入金額 ¥ 2 4 0 0 0 0 0

【注意】

署名は正式名を署名してください(学生本人は住民票と同じ字体です)

署名例)

印字が (末広 花子)

↓
署名 末廣 花子

奨学生
氏名 (末広 花子)

末廣 花子

印

【記入方法】

大学は学部を記入し学部にも○
短大は学科を記入し学科にも○

学生本人が記入
記入もれ注意!

リハビリテーション

返還の条件 (目安)		割賦方法については1または2を選択して○を囲んでください。				
月賦返還	併用返還	返還期日	返還回数	初回割賦額	割賦額	最終割賦額
○		毎月27日	180回	16769円	16769円	16769円
	1	月賦返還選択時の総支払い額				3018568円
		月賦分	毎月27日	180回	8384円	8384円
		半年年賦	毎年1・7月の27日	30回	50355円	50355円
	2	併用返還選択時の総支払い額				3019908円

選択された利率の算定方法：利率見直し方式（おおむね5年ごとに見直されます。）
注：利率が未確定のため、返還の方法（目安）は、上限利率の年3.0%で仮計算しています。確定した年利率で計算した内容については、貸付終了後に送付される通知でご確認ください。

【注意】○つけ忘れ どちらか必ず○をつける

月賦返還…毎月返還

併用返還…毎月返還+年2回返還（1月と7月）

※今回決めた返還方法は原則変更できません

学生本人の印鑑 押印もれ注意!

スタンプ印、シャチハタ印は使用できません
朱肉を使用し鮮明に押してください

※メールアドレスの変更は、インターネットで行ってください。
但し、大文字から小文字の変更は必要ありません。

<手順>

スカラネットパーソナルと入力→「ログイン画面へ」を選択→初期登録を選択→奨学生番号、振込口座番号、支店番号入力→送信→アドレスを入力

【注意】
 それぞれ各自が署名してください
 人的保証の連帯保証人・保証人は、**印鑑証明書と同じ字体で署名**してください

【注意】
 なぞり書きをする、修正テープで消す、紙を貼る、カッターで削る等の場合は、**再提出しなければなりません**

【注意】
 印鑑が全員同じ、書体が同じ、スタンプ印使用、印影が薄い、ぶれている等の場合は、**再提出しなければなりません**

人的保証記入例

連帯保証人 親権者 (1)	住所 〒803 — 0846 福岡県北九州市小倉北区下道津5丁目 1-1 筑紫ハイツ505 電話番号 093-561-9999 携帯電話番号 080-0000-1234	実印	父の実印
	氏名 (未弘 太郎) 署名 父が署名 昭和33年1月2日生	父	
保証人	住所 〒803 — 0846 福岡県北九州市小倉北区下道津5丁目 5-5 電話番号 093-561-9999 携帯電話番号 080-0000-0000	実印	おじの実印
	氏名 (筑紫 二郎) 署名 おじが署名 昭和32年1月2日生	おじ	
親権者 (2)	住所 〒803 — 0846 福岡県北九州市小倉北区下道津5丁目 1-1 筑紫ハイツ505 電話番号 093-561-9999 携帯電話番号 080-0000-5678	印	母の印鑑
	氏名 (未弘 桃子) 署名 母が署名 **年**月**日生	母	

【注意】 連帯保証人、保証人の実印の**印影が印鑑登録証明書の印影と合致しているか、生年月日が合っているか**確認してください。

機関保証記入例

親権者 (1)	住所 〒803 — 0846 福岡県北九州市小倉北区下道津5丁目 1-1 筑紫ハイツ505 電話番号 093-561-9999 携帯電話番号 080-0000-1234	印	父の印鑑
	氏名 (未弘 太郎) 署名 父が署名 **年**月**日生	父	
親権者 (2)	住所 〒803 — 0846 福岡県北九州市小倉北区下道津5丁目 1-1 筑紫ハイツ505 電話番号 093-561-9999 携帯電話番号 080-0000-0000	印	母の印鑑
	氏名 (未弘 桃子) 署名 母が署名 **年**月**日生	母	
連絡先	住所 〒803 — 0846 福岡県北九州市小倉北区下道津1丁目 2-3 電話番号 093-561-1111 携帯電話番号 080-0000-5678	印不要	
	氏名 (筑紫 愛子) 署名 いとこが署名 昭和45年3月3日生	*****	

書き間違った場合の訂正方法

【注意】

書き直しは、ピンク色の記入欄の余白又は直近にしてください

(例) 学部・学科を書き間違った

貸与の条件 (予定)		月数	貸与額計
2012年	4月	48月	2400000円
年	月	月	円
年	月	月	円
年	月	月	円
在学学校 九州栄養福祉大学		採用種別 予約	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【訂正の方法】 定規を使用し二重線を引き、真ん中に押印 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【訂正の印鑑】 奨学生本人押印欄に押印した印を使用 </div>	研究科 学部 学科 学校
リハビリテーション 理学療法			

(例) 住民票・印鑑登録証明書に記載の氏名と違う漢字で署名してしまった

連帯保証人 親権者 (1)	住所 〒803 ー 0846 福岡県北九州市小倉北区下到尾津5丁目 1-1 筑紫ハイツ505	電話番号 093-561-9999 携帯電話番号 080-0000-0000	実印
氏名 (末弘 太郎)	フリガナ (チカシ タロウ)	③	実印
署名	② 末弘太郎	続柄 父	
勤務先	① 末廣太郎	昭和33年11月2日生	
	株 筑紫商店	電話番号 093-561-1234	

【注意】署名の書き直しは、氏名の欄でおこなってください。

①に署名できない場合は、②③の順に署名できる箇所を選んで署名してください。特に②に署名する場合、必ずピンク色(署名欄)に字がかかる様に署名してください。(奨学生のしおり P27 参照)

なお、印字されている字体(末弘太郎)との相違は間違いではありません。

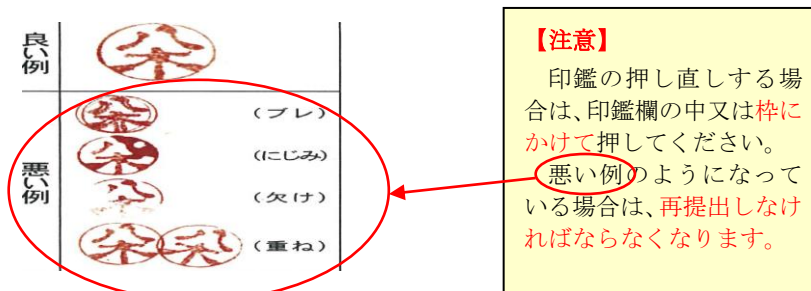
例えば、印字は(末広太郎)で、印鑑登録証明書では(末廣太郎)の場合、印字の(末広太郎)を消して訂正する必要はありません。署名欄は、末廣太郎と正式名を署名してください。学生本人の場合も、住民票通りの正式名を署名してください。

字体の相違の具体例・・・末広と末廣、長浜と長濱など

6. 「返還誓約書」に訂正（変更）がある場合の訂正（変更）方法について

印鑑は朱肉を使用し、鮮明に押さなければなりません。悪い例のようになった場合は、印鑑を押し直してください。

(1) 印鑑の訂正方法



連帯保証人 親権者 (1)	住所 〒803 — 0846 福岡県北九州市小倉北区下道津5丁目 1-1 筑紫ハイツ505	実印 実印
	電話番号 093-561-9999 携帯電話番号 080-0000-0000	
氏名 (未弘 太郎) 片桐ナ (スズヒコ タロウ)	署名	実印 印
続柄 父	昭和33年11月2日生	
勤務先 (株)筑紫商店	電話番号 093-561-1234	

(2) 次の(例1)～(例7)に該当する場合は、「返還誓約書」と「返還誓約書記載事項訂正届」が必要です。

(例1) 住所を間違えて入力した又は住所を2回繰り返し入力してしまった

返還誓約書に署名・押印し、住所部分に二重線を引き、該当者の印鑑で押印、正しい住所を記入します。

下記の例は、連帯保証人・親権者1ですが、該当者全員の共通の訂正方法です。

連帯保証人 親権者 (1)	住所 〒803 — 0846 福岡県北九州市小倉北区下道津5丁目 1-1 筑紫ハイツ505 福岡県北九州市小倉北区下道津5丁目 1-1 筑紫ハイツ505	実印
	電話番号 093-561-9999 携帯電話番号 080-0000-0000	
氏名 (未弘 太郎) 片桐ナ (スズヒコ タロウ)	署名	実印
続柄 父	昭和33年11月2日生	
勤務先 (株)筑紫商店	電話番号 093-561-1234	

学生本人の住所は、住民票の住所です。間違いが多くみられますので、特に確認してください。番地、号、アパート名、号室については「- (ハイフン)」表記になっていても構いません。

<「返還誓約書記載事項訂正届」が不要の場合の具体例>

入力は「小倉北区下道津 5-1-1」、住民票の表記は「小倉北区下道津 5 丁目 1 番 1 号」

<「返還誓約書記載事項訂正届」が必要な場合の具体例>

入力は「小倉北区下道津 5-1-1」、住民票の表記は「小倉北区下道津 5 丁目 1 番 1 号 筑紫ハイツ505」

(例2) 選任条件を満たさない人を誤って入力してしまった

<人物の訂正>

例えば、保証人に選任できない「母」を入力してしまった場合は、返還誓約書の印字を二重線で訂正(要訂正印)し、署名押印欄に新たな人物が署名押印してください。

(例3) 改姓等により印字された氏名(漢字・カナ)と違っている

<人物の訂正>

印字された氏名(漢字・カナ)が違っている場合(字体の相違は間違いではありません)は、印字氏名(漢字・フリガナ両方とも)を二重線で削除し、押印欄に押印した印を訂正印として二重線の上に押印し、正しい氏名を記入します。

連帯保証人や保証人は印鑑登録証明書に記載された通りの氏名、連絡先・親権者については現在の正しい氏名で自署してください。

※「改氏名届」を提出してください。(奨学生のしおり26ページ参照。改氏名届は学生指導課にあります。)

(例4) 親権者が2名いるのに1名しか入力しなかった

<印字されていない親権者(2)「該当者」の追加>

該当者(下記の例は母)に、「返還誓約書」の全ての項目を記入、署名・押印してもらってください。

親権者 (2)	住所 〒			印 印
	電話番号	携帯電話番号		
	氏名	署名	続柄	
	勤務先	*****記入不要*****		
		電話番号	*****	



親権者 (2)	住所 〒803-0846	福岡県北九州市小倉北区下町5丁目1-1 筑紫ハイツ505		印 印
	電話番号	093-561-9999	携帯電話番号 080-0000-0000	
	氏名 (末広 桃子)	署名	続柄 (母)	
	勤務先	*****記入不要*****		
		電話番号	*****	

【注意】
母にすべての項目を記入、署名・押印してもらってください

(例5) エラーや入力もれのため、印字されていない

前記以外に、例えば不正な文字入力によるエラーの為空白の場合や、保証人等の住所・続柄・電話番号・勤務先等がもれていれば「返還誓約書」に書き込んでください。

なお、続柄が「その他()」になっている場合は、返還誓約書に具体的な続柄を必ず記入してください。

例：その他(離婚した父)、(知人)

(例6) 保証人のおじの名前を間違えて入力した(間違っていた 筑紫 二郎 正式名 筑紫 二郎)

<印字された保証人「該当者」の氏名の訂正>

該当者が、印字を二重線で削除し該当者の印鑑で捺印の上、横に正しい氏名を記入、ピンクの書名欄に正しい氏名で署名してください。

保証人おじを例にしていますが、連帯保証人・親権者・連絡先(機関保証)共通の訂正方法です。

保証人	住所 〒803 ー 0846 福岡県北九州市小倉北区下到尾5丁目 5-5	電話番号 093-561-9999 携帯電話番号 080-0000-0000	実印
氏名	筑紫 二郎 筑紫 二郎	続柄 おじ	実印
勤務先	筑紫食品㈱	昭和32年1月2日生	
		電話番号 093-561-2222	

【注意】
保証人の署名欄に正しい氏名(変更後)で署名・押印してください

【注意】 印字と印鑑登録証明書の字体が違う場合は、間違いではありません。

(例7) 当初お願いしたおじに保証人を断られた

<新たな連帯保証人(保証人)を選任できる場合>(人物の変更)

下記のやむを得ない事由に限り例外として変更を認めます。(やむを得ない事由…死亡、破産、意識不明、行方不明、債務保証を拒否)

返還誓約書の入力した保証人欄の印字を全て二重線で削除、変更後の新たな保証人が押印欄に用いる印(実印)を訂正印として二重線の上に押印し、新たな保証人が情報を書き込んだ上で署名・押印してください。そのうえで「返還誓約書記載事項訂正届」(様式25)に奨学生本人及び新たな保証人が必要事項を記入してください。

<新たな連帯保証人(保証人)が選任できない場合>(保証の変更)

当初の人的保証の早期化返還誓約書に、奨学生本人及び親権者(「連帯保証人 親権者(1)」及び「親権者(2)」欄)が署名押印し、さらに右下の「***」欄に「連絡先」と記入(「***」欄を「連絡先」欄として扱う)したうえで、「連絡先」となる人物が署名欄内の余白に署名(住所等の記入は不要)してください。「返還誓約書記載事項訂正届」(様式25)には奨学生本人と「連絡先」となる人物が必要事項を記入してください。

債務保証を拒否された(保証人を断られた)場合は、保証料を納入することにより機関保証に変更することができます。「保証の変更依頼書」「返還誓約書記載事項訂正届(様式25)」「返還誓約書」「奨学生本人の住民票(原本)」が必要です。学生指導課に申し出てください。

7. 「返還誓約書記載事項訂正届」(別紙)記入についての注意事項

- ① 返還誓約書に変更・訂正がある場合、あわせて提出してください。
- ② 「返還誓約書記載事項訂正届」の裏面の注意書きを見て作成してください。
- ③ 変更(訂正)事由の記入もれに注意してください。
例) 内容訂正の場合…「住所の訂正のため」「氏名の訂正のため」「入力もれのため」等
人物変更の場合…「前保証人に署名を拒否されたため」「保証人が行方不明になったため」等
- ④ 続柄欄のコード番号の記入もれに注意してください。(訂正届の裏面に記載されています)
- ⑤ *****の部分は、記入不要部分ですので、「返還誓約書記載事項訂正届」は必要ありません。
- ⑥ 「返還誓約書記載事項訂正届」の訂正はできません。書き直しをしてください。予備の用紙が学生指導課にあります。希望者は申し出てください。

8. 「保証依頼書」の記入について (機関保証加入者提出書類)

【注意】

全員同じ筆跡、判読不明、なぞり書き、修正テープや紙を貼る、カッターで削り修正する等した場合は、**再提出しなければなりません。**

【注意】

全員が同じ書体の印鑑、スタンプ印・ゴム印は使用できません。
印鑑は、**朱肉を使用し、鮮明に押し**てください。

【注意】

返還誓約書が**2部**ある場合、保証依頼書も**2部**必要です。(奨学生番号ごとに必要です)

保証依頼書(兼保証委託契約書)

(記入例)

返還誓約書の誓約日と同じ日付

公益財団法人 日本国際教育支援協会理事長 殿

申込日 平成 年 月 日 ★

【記入方法】
大学は学部を記入し学部を○
短大は学科を記入し学科を○

【訂正方法】
二重線を引き真ん中に押印
上部に正しく記入する

学校名	東筑紫短期大学	学部・課程・分野	保育 食物栄養	奨学生番号	816040000000
学校の種類	大学(学部)	大学院	短期大学	学籍番号	163999
フリガナ	カタカナで記入				
氏名(自署)	学生が署名・押印				
住所	住民票を異動していなくても現住所を記入				
電話番号	【電話番号記入方法】 ハイフンを入れても入れなくてもどちらでも構いません				

ハイフンは除く

【訂正の印鑑】
押印欄に押印した印を使用

印 学生の印鑑

住民票と同じ字体で署名してください

返還誓約書の誓約日と同じ日付

保証料支払依頼書

平成 年 月 日 ★

学生が署名・押印

印 学生の印鑑

住民票を異動していなくても現住所を記入(同上も記入不可)

父が署名・押印

印 父の印鑑

現住所を記入する

母が署名・押印

印 母の印鑑

現住所を記入する(同上と記入不可)

学生の印鑑、父の印鑑、母の印鑑はそれぞれ別の印鑑を押印
違う印鑑でも、印影が同じ場合は同じ印鑑とみなされます

いずれかの方がいない場合、一人の方が署名・押印してください
学生本人が返還誓約書の誓約日に成人している場合、署名・押印は不要です

返還誓約書の誓約日時点で成年の場合は、親権者の記入・署名・押印が不要です

※ 用紙の予備があります。書き直し等あれば学生指導課に申し出てください。

9. 奨学金振込日について

- (1) 毎月 11 日が振込日ですが、4 月は 4 月 21 日、5 月は 5 月 16 日です。
但し、金融機関が休日の場合（土曜、日曜、祝日）その前営業日に入金されます。
- (2) 卒業年の 3 月は入金がありません。2 月に 2 月分と 3 月分がまとめて入金されます。

◆奨学金振込予定表◆

区分	入金日	区分	入金日	区分	入金日
4 月分	4 月 21 日	8 月分	8 月 10 日	12 月分	12 月 11 日
5 月分	5 月 16 日	9 月分	9 月 11 日	1 月分	1 月 11 日
6 月分	6 月 11 日	10 月分	10 月 11 日	2 月分	2 月 10 日
7 月分	7 月 11 日	11 月分	11 月 11 日	3 月分	3 月 11 日

10. 貸与月額の変更について（返還誓約書提出後から変更できます）

8 月分から月額変更（増額）を希望する場合は、学生指導課に申し出てください。特に「自宅外通学者」や「人的保証選択者」で、保証人が遠方の場合等あれば、返還誓約書に署名、印鑑証明書を準備して頂く前に申し出てください。「月額変更願」も一緒に実家や保証人に送付し、署名・捺印してもらってください。（減額の場合、印鑑証明書は不要です）

8 月 5 日までに返還誓約書と一緒に提出すれば、増額を希望する場合は 9 月 11 日に変更されます。（下記(6)の例 1 参照）

- (1) 貸与月額変更願の用紙は、学生指導課にあります。希望者は申し出てください。増額希望者には、変更された貸与総額（シミュレーション用紙）の用紙も配布します。
- (2) 必要が生じた場合、貸与月額を変更することができますが、短期間に増額、減額を繰り返すことや、一時的な理由によるものは認められません。（入学時特別増額奨学金の金額を変更することはできません）
- (3) 増額の場合「月額変更願」を学校に提出した月以降で、本人が希望する月から増額できます。
- (4) 増額する場合、人的保証は提出のつど、印鑑証明書の添付と署名・押印が必要です。
① 印鑑証明書が必要な方は、連帯保証人と保証人です。（機関保証は必要ありません）
② 学生本人が未成年の場合、人的保証、機関保証とも「親権者の署名・押印」が必要です。
- (5) 減額する場合、添付書類は不要です。
① 学生本人が未成年の場合、人的保証、機関保証とも「親権者の署名・押印」が必要です。
② 減額の場合遡って減額できます。例えば、月額変更願の提出日が 7 月であっても、4 月分から減額を希望すれば減額できます。
但し、貸与月額と時期により、希望通り遡って減額ができない場合がありますので、学生指導課にお尋ねください。
- (6) 「貸与月額変更願」の提出期限は、毎月 5 日（5 日が休みの場合はその前日）です。（学内締切）
但し、卒業年の最終提出期限は、12 月 24 日となっています。それ以降は変更できません。貸与月額変更願の提出日により、下記のようになります。

例 1) 月額変更願提出日：8 月 5 日（8 月分から増額を希望）

9 月 11 日に変更され、8 月分の増額分が 9 月分と一緒に入金されます。

例 2) 月額変更願提出日：8 月 20 日（8 月分から増額を希望）

10 月 11 日に変更され、8・9 月分の増額分が 10 月分と一緒に入金されます。